

# 特定計量器定期検査の実施方法等について

## 1 定期検査の実施方法等

定期検査の実施方法等については次の表のとおりです。

種別	集合検査	所在場所検査
実施者	福島県知事（福島県計量検定所）	(一社)福島県計量協会 (所属の計量士)
実施方法	指定された日・場所にはかりを持ち込んでいただき検査を実施	はかりの所在場所（商店等）に出向いて検査を実施
対象のはかり	ひょう量が 500kg 以下のはかり	・ひょう量が 500kg 超えのはかり ・ひょう量が 500kg 以下であるが所在場所検査を希望するはかり
手数料及び支払い方法	・県手数料条例による手数料額 ・支払い方法は「福島県収入証紙」又は「現金」 ・ <u>口座振替による支払はできません。</u>	・(一社)福島県計量協会が定めた手数料額 ・ひょう量が 300kg 超えの場合、分銅運搬等諸経費が加算されます。 ・原則は現金払い。市町村（学校等）は口座振替も可能です。

※ 集合検査と所在場所検査で支払い方法及び検査手数料が異なりますので、御留意ください。

## 2 「複目量はかり」の検査手数料について

電気式はかりのうち、見た目は1台で2つ以上の異なる計量能力を有するはかりを「複目量はかり」といいます。

最近の定期検査の結果では、学校（幼稚園）で使用している体重計に「複目量はかり」が増えている傾向があるようです。

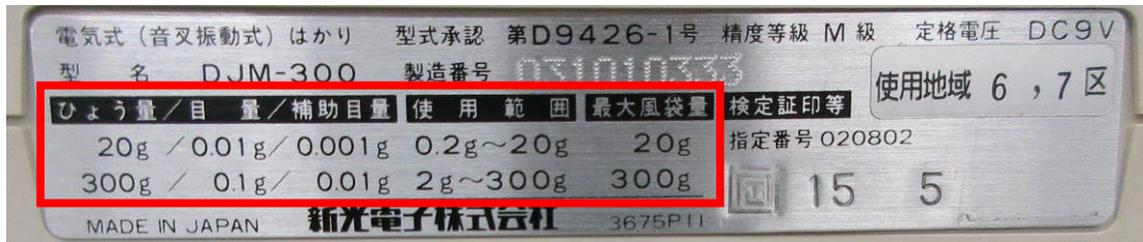
「複目量はかり」の場合、県が行う集合検査では複数台分としての検査を行うためその台数分の手数料が必要となり、別途の予算措置をお願いしたケースがありましたので十分留意願います。

なお、計量協会が行う所在場所検査では県と取り扱いが異なり、複数台分の検査を行う場合でも1台分の手数料となりますので申し添えます。

以下の例を参考に、使用しているはかりの確認をお願いします。

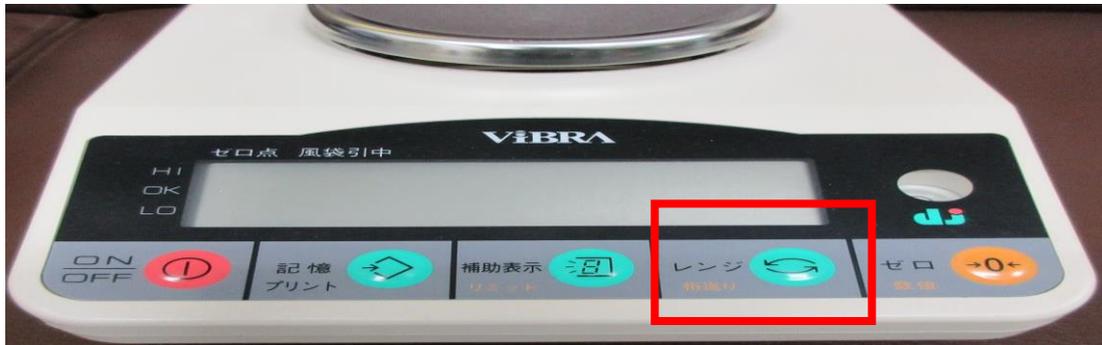
## 複目量はかりの例

### 複目量はかりの側面等にある「表記プレート」の例



※ ひょう量、目量及び使用範囲等が複数ある。

### 複目量はかりの「表示部」の例



※ 「レンジ」又は「目量」切り替えボタンがある。

(ア) 上図の場合、2つの異なる計量能力 (①20g と、②300g) を有するため、集合検査では計量能力に応じた検査手数料が2台分必要となります。

(@1,400×2=2,800円)

(イ) 体重計等で異なる計量能力 (①100kg と、②150kg) を有する場合、集合検査では 100kg → 1,400円、150kg → 1,800円 (合計 3,200円) の検査手数料が必要となります。